
プロジェクト マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討
項目 論点の識別

本資料の目的

1. 本資料は、本検討において取り扱う論点を識別することを目的とする。

検討にあたっての方針

(第 88 回退職給付専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会で示した方針)

2. 本検討の目的は、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法を用いることが適切かを定めることである。

ここで、本論点は割引率に関係するものであるため、退職給付債務の割引率のあり方や退職給付債務の測定のある方そのものにも関連する可能性がある。一方、現在の退職給付債務の測定方法や割引率は、国際的な会計基準と基本的な点では整合しているものであり、また、仮にそれらについて検討を行う場合には、本年中の最終基準化を目標とする時間軸では困難であると考えられる。よって、原則として、本検討においては、債券の利回りがマイナスの状況下における固有の論点のみを取り扱うことが適切であると考えられる。

(第 88 回退職給付専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見)

3. 第 88 回退職給付専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会では、検討にあたっての方針に対して、以下の意見が聞かれた。
 - (1) マイナス金利下での退職給付債務の割引率を検討するにあたっては、リスクフリーレート割引率を用いる他の基準（例えば、資産除去債務など）への影響も考慮した上で検討すべきではないか。本検討において単一の方法を決めた場合、他の基準でも同じ方法を用いるべきか否かという議論が生じ得る。それを鑑みると、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法も認められるという結論もあり得るのではないか。
 - (2) 利回りの下限としてゼロを利用する方法と、マイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法のほかに、それぞれの方法に何らかの補正する方法も考え得るので、二つの方法に限定する必要はないのではないか。

(第 88 回退職給付専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応)

4. 第 3 項(1)に記載した点については、マイナス金利に関連する会計上の論点には、退職給付債務の計算における割引率以外に、例えば、金利スワップの特例処理、資産除去債務に係る割引率、債務に関してマイナスの金利を受け取った場合の表示、金融商品の時価等の開示における時価の算定の取扱い等がある。

これらについて、昨年 3 月以降、実際に実務において解釈上の重要な問題が生じている、ないし混乱が生じているとの意見は特段聞かれていない。また、実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 34 号」という。）の公開草案に対して、特段のコメントは寄せられていない。

よって、本検討では、第 2 項に記載した事項のみを検討することが考えられる。

5. 第 3 項(2)に記載した点については、現時点では、第 2 項に記載した二つの方法以外の具体的な方法は想定されないため、当面、二つの方法を対象として検討を進める。

ディスカッション・ポイント

検討にあたっての方針について、ご意見をお伺いしたい。

論点の識別の検討

6. まず、平成 29 年 3 月 29 日に公表した実務対応報告第 34 号では、以下の 3 つの論点を取り扱っていた。

- (1) マイナス金利の状況下における信用リスクフリーレート（実務対応報告第 34 号第 11 項）
- (2) 退職給付債務の評価と年金資産の評価の関係（実務対応報告第 34 号第 12 項）
- (3) 退職給付債務の算定額（企業固有の見積りの反映の要否）（実務対応報告第 34 号第 13 項）

これらについては、実務対応報告第 34 号の審議の過程において、債券の利回りがマイナスの状況下における固有の論点として識別されたものであるため、引き続

き検討を行うことが考えられる。

7. 次に、実務対応報告第34号の審議の過程やその公開草案に寄せられたコメントでは、主に以下の論点が示された。

- (1) 割引率の基礎として国債を利用することの是非
- (2) 割引率の変更は会計方針の変更と会計上の見積りの変更のいずれに該当するか
- (3) 利回りの下限としてゼロを利用する場合の具体的な計算方法

以下では、上記に記載した論点のうち本検討において取り扱う論点の識別を行う。

論点A：割引率の基礎として国債を利用することの是非（第7項(1)）

8. この論点には、次の2つが含まれる。

- (1) 企業の判断に基づく国債から優良社債への変更
- (2) IFRS との整合性

（論点A-1：企業の判断に基づく国債から優良社債への変更（第8項(1)） （第88回退職給付専門委員会及び第361回企業会計基準委員会における分析）

経緯

9. 実務対応報告第34号の公開草案について検討を行った第87回退職給付専門委員会（平成28年12月5日開催）では、国債の利回りがマイナスであることを異例な状況であると判断する場合、割引率の基礎とする債券について、企業の判断に基づく国債から優良社債への変更を一律に正当な理由に基づく会計方針の変更として認めるべきではないか、との意見が聞かれた。

これは、国債の利回りがマイナスであることは基準開発において想定されていなかった異例な状況であり、会計上の見積りに用いる数値としては異常値であるため、割引率の基礎とする債券として国債を参照することは適切ではないのではないか、との主張であると考えられる。

分析

10. 実務対応報告第34号の結論の背景の第10項において「現行の退職給付会計基準の基準開発において、債券の利回りがマイナスとなることは想定していなかったと考

えられる」とされているように、国債の利回りがマイナスであることは基準開発において想定されていなかった異例な状況である点に関しては、理解することができる。

11. 一方、国債の利回りがマイナスであることが異常値であるかどうかについては、マイナス金利の経済的な意義が必ずしも明らかになっていない中で判断することは容易ではないが、基本的には、マイナスではあるとはいえ、当該利回りは市場で成立している値であり、10年未満の国債について1年以上マイナスの状態が継続していることを踏まえると、異常値ということを行うのは難しいのではないかと思われる。
12. なお、仮に国債から優良社債に変更した場合、国債に比べると、利回りがマイナスとなる可能性は低くなると考えられるが、今後、優良社債の利回りがマイナスとなる可能性がないとはいえず、問題の根本的な解決とはならない可能性がある。
13. これらを踏まえると、本論点は、債券の利回りがマイナスの状況下における固有の論点に該当するものの、今回の検討に含める必要性は乏しいと考えられる。

(第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた主な意見)

14. 第 88 回退職給付専門委員会では、論点 A-1 に対して、以下の意見が聞かれた。
 - (1) 国債の利回りがマイナスであることが異常値であるかどうかポイントではなく、利回りがマイナスとなった国債を割引率の基礎として用いることは、見積りのインデックスとして不適切であると考えられるため、現状では利回りがプラスの優良社債を割引率の基礎として用いるほうがより適切であると考えられる。また、優良社債の利回りが今後マイナスとなる可能性がないとはいえないという第 12 項の記載は、根拠が不明である。したがって、第 11 項及び第 12 項の理由付けはいずれも納得感がない。
 - (2) 仮に利回りの下限としてゼロを利用する方法を認めない場合、国債から優良社債へ変更を認める余地はあると考えられる。
 - (3) 日本企業が連結財務諸表において IFRS を任意適用している場合、連結財務諸表では優良社債を割引率の基礎として使用し、日本基準の個別財務諸表では国債を使用する場合、二重に計算を行うことが実務的に負担になる。現時点では本論点を検討対象としないとしても、将来的には検討が必要であると考えられる。
 - (4) 国債と優良社債にはスプレッドがある状況において、損益に影響が生じることを踏まえると、割引率においてどちらを使っているかを開示することについて

検討してもよいのではないか。

(上記の意見に対して) 開示を検討する場合には、どの程度有用性が高まるかを明確にする必要があるが、仮に国債を使っている場合であっても、従業員の年齢構成、イールドカーブ、重要性基準などの要因によって一義的には決まらず、国債と優良社債のどちらを使っているかを開示する有用性には疑問がある。

(第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応)

15. 第 14 項(1)及び(2)に記載した点については、利回りがマイナスとなった国債が見積りのインデックスとして適切か否かは、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法を用いることが適切かを定めた場合には、検討する必要がなくなるものと考えられる。
16. また、本論点は、「論点 B:割引率の変更は会計方針の変更と会計上の見積りの変更のいずれに該当するか」とも関連しており、検討にあたっては論点 B も併せて行う必要があるが、第 30 項に記載のとおり、論点 B については今回の検討に含める必要性は乏しいとしており、本論点のみ取り上げる必要性は乏しいと考えられる。
17. 第 14 項(3)及び(4)に記載した点については、将来的な検討課題となり得る可能性があるものの、第 10 項から第 13 項において分析しているとおおり、現時点では、本論点を今回の検討に含める必要性は乏しいと考えられる。

(論点 A-2 : IFRS との整合性 (第 8 項(2)))

(第 88 回退職給付専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会における分析)

経緯

18. 実務対応報告第 34 号の公開草案に寄せられたコメントでは、「国際基準では、原則として優良社債の利回りが用いられるので、現状ではそれほど問題意識が高いとは考えられない。日本基準では、国債と優良社債の利回りには明らかな差異が常時存在しているにもかかわらず、これらが選択的に認められている中で、日本における国債のマイナス利回りだけを取り上げて論点とすることは、議論のバランスを失うように感じられる」とされ、「国債を選択肢として認めている日本基準の取扱いも重要な論点になる」との意見があった。

これは、国債の利回りがマイナスであるという状況に着目するのではなく、日本基準における取扱いと IFRS における取扱いが異なっている点を原因と考え、両者の差異を解消することにより問題点への対応を図るべきではないか、との主張であ

ると考えられる。

現行の会計基準の取扱い

19. 現行の企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）では、「割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回りとは、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。」（退職給付会計基準（注 6））とされている。なお、どのような状況のときに、どの債券の利回りを採用すべきかについて特段のガイダンスは示されていない¹。

割引率に関する適用状況

20. 退職給付会計基準では割引率の開示が求められているが、通常は割引率の数値のみが開示されているため、割引率の基礎として国債と優良社債のいずれを採用しているかについて公表されている開示情報からは把握することができない。なお、退職給付の実務に携わる複数の関係者にヒアリングしたところ、国債はおおよそ 5 から 6 割程度、優良社債は 4 割から 5 割程度の企業で採用されているとのことである。

分析

21. 当該論点は、以下の理由から、今回の検討に含める必要性は乏しいと考えられる。

(1) 本件については金利がプラスの状況下においても比較可能性の観点から議論を行うことがあり得ることを踏まえると、債券の利回りがマイナスの状況下における固有の論点とは必ずしもいえない。

(2) 第 20 項に記載のとおり、割引率の基礎として国債を利用している企業が相当数存在する。仮に会計基準を改正して原則として優良社債の利回りとする取扱いに変更する場合、相当数の企業において退職給付債務の金額に影響を及ぼすこ

¹ IFRS では、「退職後給付債務（積立てをするものとししないものの双方とも）の割引に使用する率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨においては、当該通貨建の国債の（報告期間の末日における）市場利回りを使用しなければならない。」（IAS 第 19 号「従業員給付」第 83 項）とされている。

なお、当該取扱いの結論に至った根拠は下記のとおりあるが、優良社債について厚みのある市場が存在するか否かによって、割引率に使用する債券を使い分けしている理由は、特段記載されていない。

「IASC は、資産の適切なポートフォリオに係る期待収益率が、確定給付制度債務に関連するリスクの適切で信頼できる徴候を提供する、あるいは、当該収益率が合理的な客観性をもって決定できるという明確な証拠を見出していなかった。したがって、IASC は、割引率は貨幣の時間価値を反映すべきであるが、前述のようなリスクを捕捉しようとすべきではないと決定した。さらに、割引率には、企業自身の信用格付けを反映させるべきではない。そうしないと、信用格付けの低い企業の方が負債を小さく認識することになるからである。このような目的を達成できる最善の利率は、優良社債の利回りであると IASC は判断した。当該社債について厚みのある市場が存在しない国では、国債の利回りを使用すべきである。」（IAS 第 19 号 BC134 項）

とになると考えられ、相応の理由が必要になると考えられるが、本件のみでは、十分な理由にはならないと考えられる。

~~(3) 一般的に信用リスクフリーレートは、金利がプラスの環境下においては、最も低い利回りであり、日本基準では、割引率は当該レートに近い債券を使うものとされている。我が国においては、基本的に国債のほうが優良社債より信用リスクが低いと考えられるため、優良社債を原則とする IFRS の内容を受け入れる必然性は必ずしもないと考えられる。~~

(第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた主な意見)

22. 第 88 回退職給付専門委員会では、論点 A-2 に対して、以下の意見が聞かれた。

(1) 国債の方が優良社債より信用リスクが低いことをもって、優良社債を原則とする IFRS の内容を受け入れる必然性がないとする理由は納得感がないので、本資料に記載する必要はないのではないか。

(上記の意見に対して) IFRS ではなぜ優良社債を原則としているのかの記載がないため、当該理由に結び付いていないのではないか。

(2) 平成 24 年に退職給付会計基準を改正した当時は、国債と優良社債のスプレッドは大きくなかったが、現在のマイナス金利下ではスプレッドが広がってきており、会計基準を改正して原則として優良社債の利回りとする取扱いに変更することを検討する意義があるのではないか。

(第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた意見への対応)

23. ご意見を踏まえ、第 21 項(3)の理由については本資料から削除した。

24. 第 22 項(2)に記載した点については、第 21 項において分析しているとおり、国債を採用している相当数の企業において退職給付債務の金額に影響を及ぼすことになると考えられ、本件のみでは十分な変更の理由にはならないと考えられる。

論点 B: 割引率の変更は会計方針の変更と会計上の見積りの変更のいずれに該当するか (第 7 項 (2))

(第 88 回専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会における分析)

経緯

25. 実務対応報告第 34 号の公開草案に寄せられたコメントでは、「利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の両者間の変

更が会計方針の変更と会計上の見積りの変更のいずれに該当するか」との意見があった。

26. 上記の意見を本検討に当てはめると、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法から、本検討により単一の方法に変更する場合の取扱いが、会計方針の変更と会計上の見積りの変更のいずれに該当するかが論点となる。

現行の会計基準の取扱い

27. 現行の退職給付会計基準では、「割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回りとは、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。」(退職給付会計基準(注6))とされているが、割引率を参照する債券として、国債を採用するのか優良社債を採用するのかが、会計方針と会計上の見積りのいずれに該当するかについては、必ずしも明らかではないと考えられる。
28. ここで、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「過年度遡及基準」という。)では、会計方針の変更と会計上の見積りの変更について次のように定義しているが、両者を区分するためのガイダンスは、特段定められていない。

会計方針の変更

「従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更することをいう。」(過年度遡及基準第4項(5))

会計上の見積りの変更

「新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更することをいう。」(過年度遡及基準第4項(7))

29. なお、割引率の変更に関しては国際的にも議論が行われているが(別紙を参照)、必ずしも取扱いは明らかではない。

分析

30. 第27項に記載した「割引率を参照する債券として、国債を採用するのか優良社債を採用するのか」の議論は、金利がプラスの状況下においても論点となり得ると考えられる。よって、第26項に記載した本件の論点についても同様に金利がプラスの状況下においても論点となり得ると考えられ、債券の利回りがマイナスの状況下

における固有の論点とは必ずしもいえないと考えられることから、今回の検討に含める必要性は乏しいと考えられる。

(第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた主な意見)

31. 本論点に関して、特段の異論は聞かれていない。

論点 C: 利回りの下限としてゼロを利用する場合の具体的な計算方法 (第 7 項(3))

(第 88 回退職給付専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会における分析)

経緯

32. 実務対応報告第 34 号の公開草案に寄せられたコメントでは、利回りの下限としてゼロを利用する場合、以下のいずれの方法によるべきかを明確にすべきとの意見があった。

- (1) イールドカーブの支払見込期間の利回りがマイナスはそのまま使用して算出した割引率がマイナスになった場合にゼロとする方法
- (2) イールドカーブの支払見込期間の利回りがマイナスとなった期間についてゼロとした上で加重平均割引率を算出する方法

分析

33. この点、退職給付適用指針第 24 項では「割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない。」と原則的な考え方を示した上で、「当該割引率としては、例えば、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれる。」と具体的な方法を例示している。このように割引率の算定方法は複数存在するものの、いずれの方法を用いても、基本的に退職給付債務の算定結果は大きく異なることが想定されているものと考えられる。
34. ただし、実務上、単一の割引率の算定方法は複数存在するものの、退職給付適用指針では特段、具体的な算定方法は示されていないほか、利回りの下限としてゼロを利用する場合、すでに平成 28 年 3 月期以降の決算における実務において一定の方法により割引率が算定されているものと考えられる。

これらを踏まえると、本論点は、債券の利回りがマイナスの状況下における固有の論点に該当するものの、今回の検討に含める必要性は乏しいと考えられる。

(第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた主な意見)

35. 本論点に関して、特段の異論は聞かれていない。

ディスカッション・ポイント

今回の検討において取り扱う論点の範囲の分析について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

(別紙) 割引率の変更に関する国際的な議論**会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) (2012年9月) における議論**

1. 2012年9月に開催された会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) において、ドイツ会計基準委員会 (DRSC) は、IAS 第19号「従業員給付」における割引率に関する提案を行った。
2. 当時の経済危機以降、欧州ユーロ圏内では、格付けがAAの企業及び社債銘柄が激減していた。また、退職給付債務の割引期間に対応した十分に長期(10年超)のユーロ建て格付けAAの社債の取引高が極端に減少していた。このような状況下において、もはやAAの社債の利回りを参照することにより適切な退職給付債務を算定できないとして、DRSCは、IAS 第19号における「優良社債」を、格付けがAAAやA、さらにBBBに拡大することを提案した。
3. また、DRSCは、これに関連する事項として、以下を挙げていた。
 - (1) ユーロ圏では、国債の信用格付けがAAAからCCまで国によって多様であり、どの国の国債を参照すべきかが明確ではない。この点については、IFRS 解釈指針委員会における2005年6月の判断に基づくと、ユーロ圏の特定の法域の国債の利回りを参照するだけでなく、ユーロ圏の各法域の複数の国債を参照することもできるとされているが、どのように適用すべきか明らかではない。
 - (2) IAS 第19号が制定された当時、格付けがAAの社債利回りに含まれる信用リスクプレッドは僅少であったかもしれないが、現在においてもAAの社債利回りがリスクフリーといえるのかどうか、疑問である。また、リスクフリーの割引率を使用することの概念的な意図をIFRS 解釈指針委員会は明確にすべきである。
 - (3) 市場の状況が(大きく)変化したことに対応して割引率を変更した場合、この変更は、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における会計方針の変更ではなく、見積りの変更該当する。

IFRS 解釈指針委員会における議論

4. 2013年7月に、IFRS 解釈指針委員会は、欧州証券市場監督局 (ESMA) から、IAS 第8号に関連して、会計方針の変更と会計上の見積りの変更を区分する基準を明確化する要望を受けた。
5. ESMAは、実務上のばらつきとして以下の事例を挙げていた。

事例 A：自己の信用リスクの計算

6. ある銀行が、金融負債の公正価値測定にあたり、自己の信用リスクを従来 Credit Default Swap (CDS) カーブから計算していたが、金融危機及び CDS 市場の混乱により、計算方法を修正し、社債のスプレッドに基づいて自己の信用リスクを評価する場合、以下の 2 つの見解がある。

見解 A：CDS カーブによる手法から社債スプレッドによる手法に変更したので会計方針の変更である。

見解 B：自己の信用リスク測定という目的は変わらず、CDS カーブがもはや関連性がないために技法を修正したにすぎない。これは IAS 第 8 号第 34 項のいう「見積りの基礎となった状況が変化したこと」であり、見積りの変更である。

事例 B：優良社債の変更

7. IAS 第 19 号における優良社債として参照する社債を変更する場合、以下の 2 つの見解がある。

見解 A：AA 社債から BBB 社債に参照する利回りを変更することは測定基礎の変更であり、会計方針の変更である。優良社債の定義の変更は概念の定義の変更であり、これは見積りの変更ではない。

見解 B：優良社債の利回りとして参照して割引率を決定するという目的は何ら変わらず、測定基礎は変わらない。もはや AA 社債が十分でないので BBB 社債を見積りに使用しているのであり、これは IAS 第 8 号第 34 項のいう「見積りの基礎となった状況が変化したこと」であり、見積りの変更である。

その他の事例

8. 両者を区分する判断が難しいその他の事例として、以下がある。
- ・ IAS 第 39 号「金融商品」における売却可能金融資産 (AFS) の減損トリガーとしての「significant or prolonged」の判定基準を変更した場合
 - ・ 信用リスク計算時におけるデフォルト率とデフォルト時損失率の算定について、ヒストリカル・アプローチからマーケット・ベース・アプローチに変更した場合
 - ・ 棚卸資産の計算にあたって、先入先出法から平均法に変更した場合
9. 上記を踏まえ、IFRS 解釈指針委員会では、2013 年 11 月及び 2014 年 4 月において

議論が行われた。IFRS 解釈指針委員会は、実務上の不整合が存在することに留意しつつも、IFRS 解釈指針委員会で取り扱うには、論点が大きすぎるという理由で、同委員会では取り扱わないとし、IASB に検討を促すこととした。

IASB における議論

10. IASB は、IFRS 解釈指針委員会からの報告を踏まえ、2014 年 9 月の会議において、会計方針の変更及び会計上の見積りの変更の定義の修正提案は、開示に関する取組みの一部として検討すべきであることを暫定決定した。その後、IASB の会議において何度か議論が行われ、直近では 2016 年 9 月のボード会議で議論された。概要は、以下のとおりである。

- 会計上の見積りは会計方針を適用するための手段であること、換言すれば、会計方針は目的で会計上の見積りは当該目的を達成するための手段であることを明らかにすることにより、IAS 第 8 号において両者の区別をより原則に基づいた方法で明確にできる。
- 会計方針の定義を次のように修正する。

会計方針とは、企業が財務諸表を作成表示するにあたって採用する特定の原則、~~基礎、慣行、ルール~~及び実務をいう。

- 会計上の見積りを行うに際して見積技法又は評価技法を用いる場合、当該技法の変更は会計上の見積りの変更該当する旨の規定を新たに設ける。
- 一般に、会計方針の変更と見積りの変更の区別が難しい論点として、「(1) 確定給付年金債務の割引率の決定に使用する優良社債のバスケットの変更」と「(2) 棚卸資産の原価算定方式(すなわち先入先出法及び加重平均法)の変更」が挙げられる。(1)に関する IASB スタッフによる分析は次のとおり。
 - 割引率は、IAS 第 19 号「従業員給付」における年金債務の測定に使用する数理計算上の仮定(したがって、見積り)の 1 つである。IAS 第 19 号第 83 項は、年金債務の割引に使用する率は優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならないとしている。
 - ここでの論点は、企業が年金債務の割引率を決定するための優良社債のバスケットを変更した場合、それは、会計方針の変更又は会計上の見積りの変更のどちらになるかである。
 - IASB スタッフの見解では、IAS 第 19 号は割引率をどのように決定すべき

かについてかなり具体的なガイダンスを提供しているが、通常企業が実務で使用できる許容可能な範囲（例えば、社債の異なるインデックス）があるので、適切な優良社債のバスケットは正確には決定できない。これは、例えば、中央銀行により公表された利率に基づき、それゆえに正確に測定できる割引率の場合とは状況が異なる。したがって、優良社債のバスケットの変更は見積りの不確実性を伴い、会計上の見積りの変更を構成する。

11. なお、IASB のワークプラン（2017 年 5 月 18 日現在）では、本年 6 月に IAS 第 8 号を修正する公開草案を公表する予定とされている。

以 上